

官報

号外 昭和三十年六月二十七日

第三十二回 参議院會議録第二十八号

昭和三十年六月二十七日(月曜日)午前
十一時三十分開議

議事日程 第二十八号

昭和三十年六月二十七日

午前十時開議

第一 商法の一部を改正する法律

案内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○副議長(重宗雄三君) 諸般の報告
は、朗読を省略いたします。

去る二十四日議長において、左の常任
委員の辞任を許可した。

内閣委員

外務委員

同

同

大蔵委員

建設委員

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

内閣委員

外務委員

同

同

大蔵委員

建設委員

同日商工委員会において当選した理事
は左の通りである。

昭和三十年六月二十七日

参議院會議録第二十八号

議長報告

會議

議事日程追加の件

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

議事日程追加の件

理事 高橋 衛君(高橋衛君の補
欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを内閣委員会に付託した。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(高橋等君外百十
一名提出)

同日修正議決した衆議院送付の左の内
閣提出案は、即日これを衆議院に回付
した。

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案

同日内閣から予備審査のため送付され
た左の議案を撤回した旨の通知書を受
領した。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

同日国会において承認することを議決
した左の件を内閣に送付し、その旨衆
議院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

農産物に関する日本国とアメリカ合
衆国との間の協定の締結について承
認を求めるの件

同日内閣から左の報告書を受領した。
参議院議員木村福太郎君提出建築費
田地帯の貸借と遠賀川及び同支流の
水害に関する質問に対する答弁書

参議院議員鈴木一君提出農業協同組
合に対する通運事業免許に関する質
問に対する追加答弁書

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

同日内閣から、左記の者を日本国有鉄
道経営委員会委員に任命したので日
本国有鉄道法第十二条第一項の規定に
より本院の同意を求める旨の要求書を受
領した。

国稅徴収法の一部を改正する法律
案

たばこ専売法の一部を改正する法律
案

補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(閣法第五
〇号)

補助金等の臨時特例等に関する法律
の一部を改正する法律案(閣法第九
一号)

大蔵委員会に付託
昭和三十年四月及び五月の凍霜害、
水害等の被害農家に対する資金の融
通に関する特別措置法案

農林水産委員会に付託
同日議長は左の議員提出案を予備審査
のため衆議院に送付した。

恩給法の一部を改正する法律の一部
を改正する法律案(山下義信君外三
名免議)

同日委員長から左の報告書を出し
た。

商法の一部を改正する法律案可決報
告書

同日衆議院から、本院の回付した左の
内閣提出案は、同院において本院の修
正に同意した旨の通知書を受領した。

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律案

同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

建設省設置法の一部を改正する法律
案

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布
を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業信用保険法の一部を改正す
る法律

建設省設置法の一部を改正する法
律

同日内閣から左の報告書を受領した。
日本銀行法第十三条ノ三第十号の規
定による報告書

○副議長(重宗雄三君) これより本日
の會議を開きます。

この際、日程に追加して、国会法第
三十九条但書の規定による議決に関す
る件を議題とすることに御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと
認めます。

去る十七日、内閣総理大臣から、更
生保護事業審議会委員に衆議院議員高
橋一君、本院議員宮城タマヨ君を任
命することについて本院の議決を求め
て参りました。

以上の両君が、更生保護事業審議会
委員につくことに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三君) 給員起立と認
めます。よつて本件は、全会一致を
もつて両君が更生保護事業審議会委員
につくことができることと議決されまし
た。

○副議長(重宗雄三君) この際、日程
に追加して、国家公安委員会委員の任
命に関する件を議題とすることに御異
議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○副議長(重宗雄三君) 御異議ないと
認めます。

去る十四日、内閣総理大臣から、警
察法第七條第一項の規定により、永野

永野

永野

永野

永野

昭和三十年六月二十七日 衆議院會議録第二十八号 商法の一部を改正する法律案

重雄君を国家公安委員会委員に任命することについて本院の同意を得たい旨の申し出がございました。
本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重雄三君) 過半数と認めます。よって本件は、同意することに決しました。

○副議長(重雄三君) 日程第一、商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。法務委員長成瀬治君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

商法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月十七日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井 彌八郎

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第百六十六條第一項第五号を次のように改める。

五 削除

第百七十五條第一項中「二通」を削る。

第百八十八條第三項中「第二百四十七條、第二百四十八條」を「第二百四十七條乃至」に改める。

第百八十八條第二項第一号中「第五号」を「第四号」に改める。
第百九十二條ノ五第一項中「二通」を削る。

第百九十四條ノ二第一項中「定

款ヲ以テ一定期間株主名簿ノ記載ノ変更ヲ為サザル旨」を「一定期間株主名簿ノ記載ノ変更ヲ為サズに、」看做ス旨ヲ定ムル」を「看做ス」に、同

第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

前項ノ請求アリタル後遅滞ナク總會招集ノ手續ヲ為サザル所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ六週間内ノ日ヲ會日トスル總會ノ招集ノ通知ガ發セラレズ又ハ公告ガ為サレザルトキ亦同ジ

第百八十八條ノ二に次の一号を加える。

五 新株ノ引受權ヲ与フベキ者並ニ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及最低発行価額ニ

付第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

前項ノ請求アリタル後遅滞ナク總會招集ノ手續ヲ為サザル所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ六週間内ノ日ヲ會日トスル總會ノ招集ノ通知ガ發セラレズ又ハ公告ガ為サレザルトキ亦同ジ

必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ要ス
前項ノ場合ニ於ケル議案ノ要領ハ第百九十二條ノ二第二項ノ通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第二項ノ決議ハ決議後最初ニ発行スル新株ニシテ其ノ日ヨリ六月内ニ払込ヲ為スベキモノニ付テノミ其ノ効力ヲ有ス

第百八十八條ノ四を次のように改める。

第百八十八條ノ四 新株ノ引受權ヲ有スル株主ハ其ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ新株ノ割當ヲ受クル權利ヲ有ス但シ一株ニ滿タザル端數ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

株主ガ新株ノ引受權ヲ有スベキ場合ニ於テハ會社ハ一定ノ日ヲ定メ其ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主ガ前項ノ權利ヲ有スベキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第百九十四條ノ二第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第百八十八條ノ五第三項中「三十日」を「二週間」に改める。
第百八十八條ノ六第三号中「第二百八十八條ノ二」を「第二百八十八條ノ二」に改め、

第百八十八條ノ八第一項中「第二百八十八條ノ二第三号」を「第二百八十八條ノ二第一項第三号」に改める。
第百九十一條第一項中「二通」を削る。

第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

前項ノ請求アリタル後遅滞ナク總會招集ノ手續ヲ為サザル所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ六週間内ノ日ヲ會日トスル總會ノ招集ノ通知ガ發セラレズ又ハ公告ガ為サレザルトキ亦同ジ

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及最低発行価額ニ

付第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

第四百八十九條第一号中「第二百八十八條ノ二第三号」を「第二百八十八條ノ二第一項第三号」に改める。
附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 この法律による改正後の商法は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に定めた新株の引受權に關する定款の規定の不備は、會社の設立、新株の發行、合併、組織變更又は定款の他の規定の効力を妨げない。

4 この法律の施行前に定めた株主の新株の引受權に關する定款の規定は、この法律の施行の際における會社が發行する株式の總數のうち未發行の部分について、その効力を有する。ただし、その定款の規定を廢止し、又は變更すること

を妨げない。
5 この法律の施行前に定めた株主以外の者の新株の引受權に關する定款の規定は、この法律の施行後はその効力を有しない。ただし、この法律の施行前に申込があつた新株の引受權については、従前の例による。

6 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百五十條ノ五第一項中「會社又ハ外國會社ノ代表者ニシテ登記所ニ印鑑ヲ提出シタル者」を「前条ノ規定ニ依リテ登記所ニ印鑑ヲ提

出シタル者又ハ支配人若クハ會社更生活ニ依リ管財人ニシテ予メ其印鑑ヲ登記所ニ提出シタル者」に改める。

第百八十八條ノ三を削り、第百八十八條ノ四を第百八十八條ノ三とする。

第百八十九條ノ二中「転換ノ請求書」を「転換ノ請求ヲ証スル書面」に改める。

第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

前項ノ請求アリタル後遅滞ナク總會招集ノ手續ヲ為サザル所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ六週間内ノ日ヲ會日トスル總會ノ招集ノ通知ガ發セラレズ又ハ公告ガ為サレザルトキ亦同ジ

出シタル者又ハ支配人若クハ會社更生活ニ依リ管財人ニシテ予メ其印鑑ヲ登記所ニ提出シタル者」に改める。

第百八十八條ノ三を削り、第百八十八條ノ四を第百八十八條ノ三とする。

第百八十九條ノ二中「転換ノ請求書」を「転換ノ請求ヲ証スル書面」に改める。

第百九十四條ノ三第三項中「六十日」を「二月」に、同第百九十四條中「三十日」を「二週間」に改める。

第百九十七條第二項を次のように改める。

前項ノ請求アリタル後遅滞ナク總會招集ノ手續ヲ為サザル所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ為スコトヲ得其ノ請求アリタル日ヨリ六週間内ノ日ヲ會日トスル總會ノ招集ノ通知ガ發セラレズ又ハ公告ガ為サレザルトキ亦同ジ

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

第百八十八條ノ二に次の三項を加える。

株主以外ノ者ニ新株ノ引受權ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル決定アルトキト雖モ与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及発行価額

現行商法の改正について、種々論議があり、会社編につきましても、御承知のように昭和二十五年に大幅の改正がありました。しかし、占領中のことでもあり、急速に英米法的な観念が取り入れられました。わが国の経済の発展に沿わねばならぬものもあり、実施後ともなく、経済界各方面から再改正を要する声が上がったのであります。そこで政府としましては、これらの実情を勘案し、さしあたって新株の引受権等に関する規定等を整備することは緊急を要するものと認め、本法案を提出してきた次第であります。従って今回の改正事項は、商法会社編の一部に限られておりますが、以下、改正案の主要点を申し上げます。

現行法では、株主の新株引受権に関する事項は、定款の絶対的記載事項となっており、今回の改正案では、これを定款の絶対的記載事項から削ることになりました。これは、この絶対的規定が、その場合、その原款の定めが不備であった場合、その原款の定めが定款変更の全部が無効となり、ひいては会社の設立の効力等にも影響を及ぼすおそれがあり、この点について現行法の他の規定との関係においても、解釈上の疑義を生じ、実務上にも若干の混乱をもたらしている現状を改めて、実業界の要望に沿わんとするものであります。

りますために、たとえその定めが不備があっても、定款の他の規定や会社の設立、新株発行の効力には影響がないことになりました。また、もし定款に新株引受権に関して何も定めてないときには、取締役会の決議によってこれを定めることができるものとしました。これらによって授権資本制度の本旨とする新株発行による資本増進の機動性を発揮し得ることになる次第であります。株主以外の者に対して、この新株引受権を与える場合には、取締役会の決議のみならず株主総会の特別決議による承認を必要とすることにいたしました。この場合には、株主総会の特別決議によつて、その者に与えらるべき株式の額面、無額面の別、数、発行価額、発行の時期等が定められなければならないことになっております。

たまたこの決議の効力を、最初に発行する新株で、その日から六ヶ月以内に払い込みをしなければならぬ新株の発行についてだけあるものとし、この決議の効力をただ長く存続させることによる現行商法下の弊害を生ずるおそれを除くことにいたしました。

その他本法案では、現行商法とは異なつて、株式申込証、社債申込証等は、一通作成すれば足りること、株主名簿の閉鎖または基簿日は、定款に規定がなくても取締役会の決議をもって定め得ること、またこれを臨時に定める場合の公告は、二週間前にすればよいこと、少数株主の株主総会の招集は、その請求のあった後遅滞なく招集がなされないときは、裁判所の許可を得てみずからすることができると改めておりますが、かく改めることによつて、会社の事務処理上の不便さは除かれるのであります。

なお本法案では、施行期日を本年七月一日と定めてありますが、付則によつて、この法律施行によつて生ずる経過措置を定め、特に新株引受権に關して混乱を生じないようにしてあります。すなわちこの施行期日前に定めた株主の新株引受権に関する定款の規定に不備がある場合も、会社の設立、合併、組織変更、新株発行等定款の他の規定の効力に影響を及ぼさないこととしました。もつとも新株引受権に関する定款の規定そのものの効力は維持できること、ただしこの規定は、廃止または変更できることと定めてあります。しかし株主以外の者の新株引受権については、この改正法律の実施後は、すでに申込みのあったものを除いてすべて効力を失わしめてあります。

詳細は速記録に譲ることといたします。かくて討論を省略しまして採決いたしましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました次第でございます。(拍手)

○副議長(重宗雄三) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重宗雄三) 過半数と認めます。よつて本案は、可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

○本日の会議に付した案件

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件

一、国家公安委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 商法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 上林 忠次君 片柳 眞吉君
加賀山之雄君 梶原 茂雄君
奥 むねお君 石黒 忠雄君
山川 良一君 赤木 正雄君
森田 義衛君 森 八三二君
村上 義一君 宮城タマヨ君
溝口 三郎君 三木與吉郎君

副議長 重宗 雄三君

前田 久吉君	廣瀬 久忠君
野田 俊作君	常岡 一郎君
土田 太郎君	田村 文吉君
竹下 豊次君	高木 正夫君
新谷 實三郎君	島村 軍次君
佐藤 尚武君	河野 謙三君
小林 政夫君	岸 良一君
北 勝太郎君	滝井治三郎君
石井 桂君	白井 勇君
川口 爲之助君	酒井 利雄君
佐藤清一郎君	高橋 衛君
谷口 弥三郎君	宮本 邦彦君
安井 謙君	宮田 重文君
横川 信夫君	大矢 半次郎君
石村 幸作君	松岡 平市君
鈴木 孝弘君	大谷 肇君
一松 政二君	木村 篤太郎君
郡 祐一君	寺尾 豊君
小林 英三君	山縣 勝見君
草葉 隆圓君	大屋 晋三君
津島 壽一君	青木 一男君
大野 秀次郎君	雨森 常夫君
西岡 ハル君	重政 庸徳君
鹿島守之助君	深水 六郎君
加瀬 完君	青山 正一君
入交 太蔵君	上原 正吉君
田中 啓一君	岡田 信次君
小龍 彬君	古池 信三君
平井 太郎君	川村 松助君
堀 末治君	白波 潤吉君
秋山 俊一郎君	松野 鶴平君
中川 以良君	泉山 三六君
黒川 武雄君	畑田 宇右衛門君
秋山 長造君	片岡 文重君
河合 義一君	竹中 勝男君
成瀬 峰治君	小林 亦治君
小酒井 義男君	重盛 淳治君
江田 三郎君	田畑 金光君
矢嶋 三義君	岡田 宗司君

藤原 道子君	小笠原 三男君
菊川 幸夫君	若木 勝藏君
山田 節男君	天田 勝正君
松本治一郎君	三橋 八次郎君
千葉 恒君	羽生 三七君
野溝 勝君	荒木 正三郎君
三木 治朗君	市川 房枝君
紅 錦 みつ君	有馬 英二君
最上 英子君	菊田 七平君
寺本 廣作君	木島 虎藏君
白川 一雄君	鈴木 強平君
武藤 常介君	八木 秀次君
加藤 シヅエ君	鈴木 一君
松澤 象人君	村尾 重雄君
棚橋 小虎君	石坂 豊一君
一松 定吉君	松原 一彦君
笹森 順造君	羽仁 五郎君
國務大臣	
法務大臣	花村 四郎君
政府委員	
警察庁長官	齋藤 昇君

参議院會議録第二十六号正誤

頁 段 行 誤 正

三〇二 水防予報 水防警報

三二二 大学の専門 大学の専用

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円
(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三—五五五